

表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人長野市スポーツ協会（以下「この法人」という。）定款第4条第4号の事業の実施について、必要な事項を定める。

第2条 この法人は、この規程の定めるところによりスポーツの振興、競技力の向上及びこの法人の発展のため、特に功績のあった長野市在住の個人又は団体を表彰する。

(表彰の種類)

第3条 表彰の種類は、功労表彰、栄光表彰、勲功表彰及び名誉表彰とする。

(表彰の対象者)

第4条 功労表彰は、長野市民のスポーツ振興、競技水準の向上及びこの法人の発展のため、特に功労のあつた者に対して行うものとする。

第5条 栄光表彰は、競技会において、特に優秀な成績を収めた選手に対して行うものとする。なお、チームとして優秀な成績を収めたときは、チームの構成員個々を栄光表彰するものとする。

第6条 勲功表彰は、栄光表彰に該当する選手、チームを育成し、かつ当該競技団体の発展に寄与している、監督、コーチ、指導者に対して行うものとする。

第7条 名誉表彰は、この法人の事業遂行のため、特に表彰するに値すると認められる寄付行為のあつた者に対し行うものとする。

(表彰状及び副賞)

第8条 表彰は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 功労表彰 ア 個人 表彰状及び副賞を授与する
イ 団体 表彰状を授与する
- (2) 栄光表彰 表彰状及び副賞を授与する
- (3) 勲功表彰 表彰状及び副賞を授与する
- (4) 名誉表彰 表彰状及び副賞を授与する

(受賞の制限)

第9条 第3条に掲げる各表彰の受賞は、一回限りとする。ただし、オリンピック・パラリンピック入賞者、小・中・高校生、構成員が変わった団体又は新たな事由が生じたときは、この限りではない。

(表彰の手続き)

第10条 この法人に加盟する加盟団体の長は、毎年12月末日までに表彰の内申に係る書類を理事長に提出するものとする。

ただし、冬季実施の競技においては、原則として、翌年2月末日までに表彰の内申に係る書類を理事長に提出するものとする。

- 2 候補者等の内申は、表彰事績が生じた日から原則として2年以内とする。
- 3 この法人が推薦する個人又は団体については、第1項の内申がなくとも表彰することができる。
- 4 被表彰者は、第1項の書類に基づき、この法人の理事会において決定するものとする。ただし、冬季実施の競技においては、理事長、専務理事、常務理事が協議し決定することができる。

(表彰の方法)

第11条 表彰は、毎年1回表彰状及び副賞を授与するものとするが、理事長が必要と認めるときは隨時行うことができる。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

この規程は、平成3年10月2日から施行する。

附則

1 この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

2 公益財団法人の設立の登記の日以前の功労及び功績は、この規程に継承するもとし、期間及び回数に係るものは、これを通算する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年12月19日から施行する。